

「首都圏反原発連合と脱原発をめざす国会議員との対話のテーブル」

◇日時 7月31日(火) 17:30~19:00

◇場所 衆議院第1議員会館 多目的ホール(1階)

◇出席者: 首都圏反原発連合有志

脱原発ロードマップを考える会顧問・世話人

原発ゼロの会世話人

◇コーディネーター(司会): 小熊英二氏(慶應義塾大学教授)

◇出席者について

首都圏反原発連合(毎週の総理官邸前抗議行動を呼びかけているネットワーク)

参加予定者: Misao Redwolf (NO NUKES MORE HEARTS)、小泉兵義(原発やめろデモ!!!!!!)、平野太一(TwitNoNukes)、加藤梅蔵(LOFT PROJECT)、小澤弘邦(ロックの会)、原田裕史(たんぼぼ舎)、雨宮処凛(作家/個人有志)、服部至道(エネルギーシフトパレード)、鈴木幸一(エネルギーシフトパレード)、中村ゆみ(脱原発杉並)、のいえほいえ(個人有志)、越後芳(Act311JAPAN)

脱原発ロードマップを考える会(民主党国会議員の会。会員69名<7/30現在>、うち顧問・世話人7名。)

参加予定議員: 顧問(菅直人衆院議員、江田五月参院議員)、世話人(近藤昭一衆院議員、辻元清美衆院議員、平岡秀夫衆院議員、岡崎トミ子参院議員、福山哲郎参院議員)

原発ゼロの会(超党派国会議員の会。8党10名で世話人会を構成、会員募集中)

参加予定議員: 近藤昭一衆院議員(民主党)、河野太郎衆院議員(自民党)、加藤修一参院議員(公明党)、太田和美衆院議員(国民の生活が第一)、笠井亮衆院議員(日本共産党)、斎藤やすのり衆院議員(新党きづな)、阿部知子衆院議員(社民党)

首都圏反原発連合と脱原発をめざす国会議員との対話のテーブル

◆首都圏反原発連合について

首都圏反原発連合(Metropolitan Coalition Against Nukes)は、首都圏でデモなどを主催しているグループや個人が連携し、力を合わせようと、2011年9月に立ち上がったネットワーク(連絡網)です。団体ではなく代表も存在しません。最初の取り組みとして10月22日にアメリカの「反核連合」の集会と連帯して、「Rally for a Nuke-Free World in JAPAN」(集会&デモ)を開催しました。2012年1月14日には、パシフィコ横浜で開催された「脱原発世界会議 2012 YOKOHAMA」に連動したデモ「脱原発世界大行進 in 横浜」を行い、約4,500名の方々が参加しました。そして、3.11から一年となった2012年3月11日には、デモと国会議事堂を迫悼と抗議のキャンドルで包囲するアクション「3.11 東京大行進 - 迫悼と脱原発への誓いを新たに-」を開催し、約14,000名の方々が参加しました。先日の2012年7月29日には3月11日に引き続き、国会議事堂を包囲するアクション「7.29 脱原発国会大包囲」を開催し、延べ推定200,000人が参加しました。

一方、3月から平行して、拙速な大飯原発再稼働決定を阻止すべく首相官邸前での直接抗議を呼びかけ、首相官邸前抗議を首都圏反原発連合有志にて行ってきました。

当初3月から6月まで300人から1,000人程度であった参加者は、野田首相が大飯再稼働の決定方針を決めて以降、参加者が急増し12,000人→45,000人→200,000人が参加、その後も100,000人前後が再稼働反対を訴え参加しております。(3月29日から主に毎週金曜日の夜18:00から20:00までの時間で、計16回開催、8月3日(金)も開催予定)

首都圏反原発連合は今後も国内外の様々なグループや個人と連帯し、首相官邸前抗議含めさまざまな活動を実施し、一日でも早い原発ゼロの実現をめざします。

【首都圏反原発連合 本日の出席者】

Misao Redwolf (NO NUKES MORE HEARTS)、小泉兵義(原発やめろデモ!!!!!!)、平野太一(TwitNoNukes) 加藤梅蔵(LOFT PROJECT)、小澤弘邦(ロックの会)、原田裕史(たんぼぼ舎)、雨宮処凛(作家) 服部至道(エネルギーシフトパレード)、鈴木幸一(エネルギーシフトパレード)、中村ゆみ(脱原発杉並)、のいえほいえ、越後芳(Act311JAPAN)

【首都圏反原発連合 参加グループ】

Act 311 Japan / 安心安全な未来をこどもたちにオーケストラ / 「怒りのドラムデモ」実行委員会 / エネルギーシフトパレード / 「原発やめろデモ!!!!!!」関係個人有志 / くにたちデモンストレーションやろう会 / 「脱原発杉並」有志 / たんぼぼ舎 / TwitNoNukes / NO NUKES MORE HEARTS / パパママぼくの脱原発ウオーク / 野菜にも一いいわせて!原発さよならデモ / LOFT PROJECT / 他個人有志

脱原発ロードマップ第1次提言

脱原発ロードマップを考える会

1. 基本的考え方

2011年3月11日、東日本大震災において福島第一原発の事故が発生し、16万人の福島の人々は故郷を追われ、働く場を失い、あるいは家族を引き裂かれました。それに加え、周辺地域に甚大な被害をもたらし、食や健康の安心・安全への脅威も含めて国民全体に大きな不安と恐怖を与えるとともに、国民経済に大きな打撃を与えました。

原発は、リスクの巨大さでも、放射性廃棄物の問題でも、「倫理的」なエネルギーではありません。一旦事故が起これば無限大の被害が発生する可能性があるうえ、一度に大量の電源が失われることなど、エネルギー安全保障上、極めて脆弱なシステムです。また、未だに放射性廃棄物の最終処理が確立できておらず、仮に確立できたとしても、10万年以上の長い管理が必要とされるものです。

原発による被害を受けるのは、原発の利益を享受している現世代の人々とどまりません。「未来の世代」の人々も、事故のリスクに晒され、放射性廃棄物を大量に抱え込むこととなります。今意思決定することのできない未来の世代に、膨大な付けを回すべきではありません。

他方で、エネルギー問題は深刻さを増す一方です。世界的な人口増、新興国の台頭などにより、今後、エネルギー需給はひっ迫し、価格は高騰していくと予想されます。しかも、エネルギー消費の拡大は、地球環境問題・気候変動問題にも深刻な影響を与えるでしょう。

エネルギー効率が悪く、エネルギーの大量消費を前提とした原発及び大規模集中型のエネルギーシステムでは、21世紀最大とも言えるエネルギー問題に 대응することはできません。いまこそ、省エネルギーと再生可能エネルギーを中心とする分散型エネルギーシステムを構築するとともに、そこで得られた知見、技術、経験等を世界各国に発信していくべきです。

2. 遅くとも2025年度までの出来るだけ早い時期に脱原発

本会の議論の中では、現在我が国のすべての原子炉が停止していることを踏まえて、このまま脱原発を実現すべきとの意見がありました。一方、全ての原子炉について停止のまま廃炉にするためには、解決すべき課題や合意形成すべき論点があることも事実です。以上を踏まえ、本会は、遅くとも2025年度までの出来るだけ早い時期に原子炉の稼働をゼロとし「脱原発」を達成することを提言します。

これとともに、エネルギー政策の主軸を、エネルギー効率向上及び再生可能エネルギーへとシフトし、2025年度までに省電力2割（2010年度比）、再生可能エネルギー電力の総発電

量に占めるシェアを4割程度にまで高めることも併せて提言します。

なお、「脱原発」実現までの間の廃炉基準や再稼働基準については、別途適切な判断が行われるべきことは言うまでもありません。

3. 新しいエネルギーシステムへの転換による経済成長・エネルギー安全保障・温暖化対策

新しいエネルギー政策を進める具体策は、コージェネの推進、石炭からガスコンバインドサイクルへの転換、商業化された省エネ技術の普及促進、再生可能エネルギーの熱・電力総合利用の推進、需要・供給両面でのエネルギーマネジメントの推進等です。

そのため、電力系統強化や発送電分離などの電力市場改革や、規制緩和・強化、税制改正など、総合的な政策パッケージを打ち出し、中央集中型エネルギーシステムから分散型の新しいエネルギーシステムへと転換していきます。また、需要サイドにおいて電力をはじめ熱や運輸燃料などエネルギー消費削減余地は非常に大きいことから、省エネルギー推進のための税制改正など、政策措置を積極的に推し進めます。

そして、以上のような省エネルギーと再生可能エネルギーに関する具体的な政策を力強く展開することによって新たな成長産業を創出し、国内投資・雇用拡大を促進すると同時に、環境負荷・温暖化リスクやエネルギー安全保障リスクを最小化します。

このように、原発に依存しない新しいエネルギーシステムの構築は、エネルギー領域の抜本的な改革にとどまらず文明の転換であり、エネルギー消費削減・温室効果ガス削減を達成しながら経済成長する、21世紀型の新たな経済社会システムへのパラダイムシフトを実現することでもあるのです。

4. 解決すべき課題や合意形成すべき論点

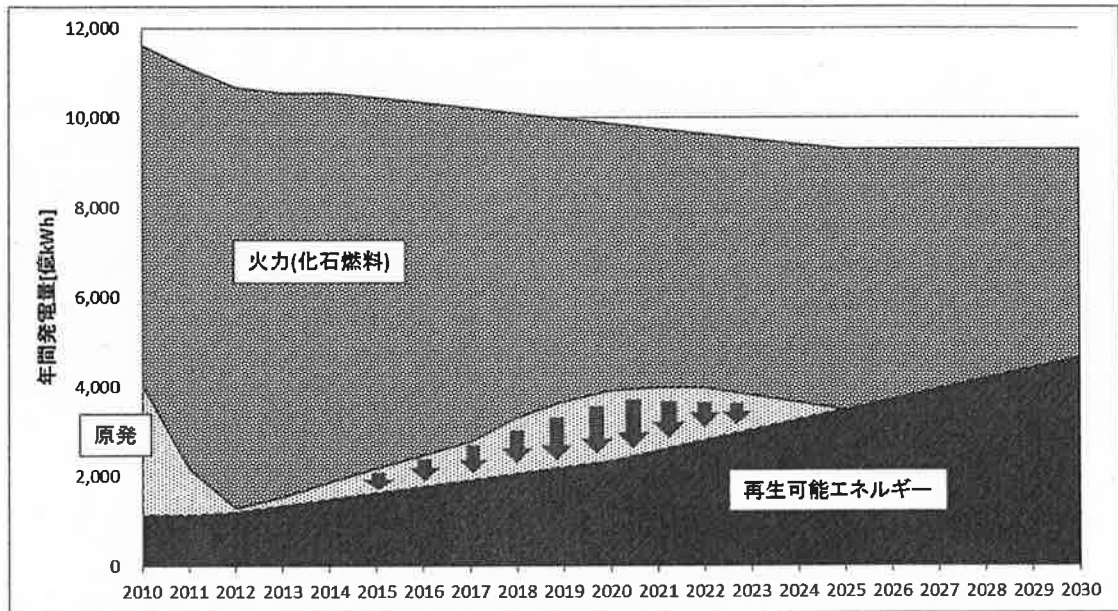
本提言を実現するために次のような課題があります。これらについて、本会でも引き続き検討をすすめ、提言していきます。

- (1) 発送電分離、電力系統強化等、電力システム改革によるエネルギー産業の競争力強化
- (2) 再生可能エネルギーの拡大及びエネルギー効率向上による成長戦略・地球温暖化対策
- (3) 新たな分散型エネルギーシステムに関する国際的な協力体制の構築
- (4) 電力の安定供給を維持し電力料金の高騰を防ぐ対策（特に化石燃料調達対応）
- (5) 電力会社の経営問題に対する対策
- (6) ピーク時電力供給の確保及びピークカットのための施策（節電を含む）
- (7) 核燃サイクルの抜本的な見直しを前提とした使用済み核燃料の管理・処理の進め方
- (8) 原発関係施設立地及び周辺地域において雇用を確保し、また地域自立型経済に転換するための積極的な支援
- (9) 核廃棄物の処理及び廃炉、汚染対策、核セキュリティ、医療等における原子力関連の技術の研究レベルの向上並びにそれらのための人材の確保

(了)

(脱原発ロードマップ第1次提言の図解)

遅くとも 2025 年度までの出来るだけ早い時期に脱原発



【2025 年度までの脱原発に向けた廃炉の基準】

- ① 福島第一(5~6)、第二(1~4)、女川(1~3)、浜岡(3~5)は、直ちに廃炉。
- ② その他は「40年廃炉」基準で廃炉。原発の新增設はなし
- ③ 上記②以外の廃炉基準は新組織で適切に判断

年度	2010	2020	2025	2030
省電力割合(%)				
2010 年度比	0%	15%	20%	20%
総発電量 (億 kWh)	11,613	9,871	9,290	9,290
原子力発電量 (億 kWh)	2,882	0 ~ 1,582	0	0
原子力依存度 (原子力発電量/総発電量)	25%	0 ~ 16%	0%	0%
火力発電量 (億 kWh)	7,594	7,548 ~ 5,966	5,806	4,645
化石燃料依存度 (火力発電量/総発電量)	65%	76% ~ 60%	62%	50%
再エネ発電量 (億 kWh)	1,137	2,323	3,484	4,645
再エネ割合	10%	24%	38%	50%

「脱原発ロードマップ第1次提言」の説明

1、本提言の政策目標

- (1) 私たちは、再稼働すべきでない原子炉の廃炉を進めるとともに、遅くとも2025年度までに原子炉の稼働をゼロとし「脱原発」を達成する。
- (2) 2025年度までに、2010年度と比較して、省電力2割を実現する。
- (3) 2025年度までに、総発電量に占める再生可能エネルギー電力の割合4割を実現する。

2、原発廃炉の前提条件

- (1) 福島第一(5、6)、第二(1~4)、女川(1~3)、浜岡(3~5)は、直ちに廃炉とする。
- (2) その他は「40年廃炉」基準で廃炉とし、原発の新增設は行わない。
- (3) 「脱原発」までの間の廃炉基準や再稼働基準は、新組織で別途適切に判断。

3、省電力目標・再エネ電力目標の比較

本提言では、ドイツにおける脱原発ロードマップ、欧州での再生可能エネルギー本格導入への取り組み状況、環境省委託事業「再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査」等を参考にして積上げを行うことによってその実現可能性を検証しつつ、下表の通り、「省電力目標」と「再エネ電力目標」を定め、その目標に向かって必要な政策手段（FIT制度の適切な推進、規制緩和、政策金融の創設等）を講ずべきとしている。

(注：下表における2030年度の数値は、政府見通しとの比較のために計上)

(1) 省電力目標

	本提言	ドイツ	政府見通し
2020年度	15%	7%	—
2025年度	20%		—
2030年度	20%	13%	10%

(注) 各割合(%)は、2010年度の総発電量に対する省電力割合。

(2) 再エネ電力目標

	本提言 ()内は2010年度比	ドイツ		政府見通し ()内は2010年度比
		最終エネ	発電量	
2020年度	22% (20%)	23%	47%	
2025年度	38% (30%)			
2030年度	50% (40%)	36%	68%	25~35% (23~32%)

(注) 割合(%)は、その年における総発電量に占める再エネ発電量の割合。

(了)

脱原発基本法案要綱案

(趣旨)

2011年3月11日、東日本大震災において福島第一原発の事故が発生し、16万人の福島の人々は故郷を追われ、働く場を失い、あるいは家族を引き裂かれた。それに加え、周辺地域に甚大な被害をもたらし、食や健康の安心・安全への脅威も含めて国民全体に大きな不安と恐怖を与えるとともに、国民経済に大きな打撃を与えた。

原発は、リスクの巨大さでも、放射性廃棄物の問題でも、「倫理的」なエネルギーではない。一旦事故が起これば無限大の被害が発生する可能性があるうえ、一度に大量の電源が失われることなど、エネルギー安全保障上、極めて脆弱なシステムである。また、未だに放射性廃棄物の最終処理が確立できておらず、仮に確立できたとしても、10万年以上の長い管理が必要とされるものである。

原発による被害を受けるのは、原発の利益を享受している現世代の人々にとどまらない。「未来の世代」の人々も、事故のリスクに晒され、放射性廃棄物を大量に抱え込むことになる。今意思決定することのできない未来の世代に、膨大な付けを回すべきではない。

一方、原発を利用しなくなった場合には、電力の需給がひっ迫し、電力の安定的な供給に支障を及ぼす可能性があり、このような問題を回避するためには、省エネルギーを一層推進しつつ、代替的なエネルギー源を確保することが必要不可欠である。また、代替的なエネルギー源の確保に当たっては、地球温暖化の防止に配慮して、再生可能エネルギーの活用を図ることも重要である。

このような状況に鑑み、原発を利用しなくなることに伴う各般の課題への適確な対応を図りつつ、原発を利用せずに電力を安定的に供給する体制を早期に確立することは、我々にとって緊要な課題となっている。

よって、ここに、我々は、脱原発を確実に実施するため、この法律を制定する。

第一 総則

一 目的

この法律は、原子力発電所の事故による災害が発生した場合に国民の生命や経済社会に及ぼす被害が甚大になること、使用済核燃料の長期にわたる管理及び保存が極めて困難であること等に鑑み、脱原発基本計画について定めること等により、できる限り早期に脱原発を実現することを図り、もって国民の生命と健康を守るとともに国民経済の安定を確保することを目的とすること。

二 定義

この法律において、「脱原発」とは、原子力発電を利用しなくなることに伴う各般の課題への適確な対応を図りつつ、原子力発電を利用せずに電力を安定的に供給する体制を確立することをいうこととし、その他の所要の定義規定を設けること。

三 基本理念

- 1 脱原発は、遅くとも平成37年度までのできる限り早い時期に実現されなければならないこと。
- 2 脱原発を実現するに当たっては、電力の需給がひっ迫し、電力の安定的な供給に支障が生ずることとならないよう、省エネルギーを一層推進するものとする。
- 3 脱原発を実現するに当たっては、原子力発電を利用せずに電力を安定的に供給する上で二酸化炭素排出量の増加ができる限り抑制されるよう、再生可能エネルギー電力の拡充（つなぎとしての天然ガスの利用拡大を含む。）を行うものとする。
- 4 脱原発を実現するに当たって生じる原子力発電施設等立地地域及びその周辺地域の経済問題については、その発生が国の政策の変更に伴うものであることを踏まえ、適切な対策が講じられるものとする。

四 国の責務

- 1 国は、脱原発を実現するため、三の基本理念にのっとり、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー電力の拡充のために必要な政策を推進するとともに、脱原発を実現するに当たって生じ得る電力会社等の損失に対して適切に対処する責務を有すること。
- 2 国は、三の基本理念にのっとり、脱原発を実現するに当たって原子力発電施設等立地地域及びその周辺地域における雇用問題が生じないように、再生可能エネルギー産業、省エネルギー産業、エネルギー総合サービス産業その他のエネルギー産業における雇用拡大のための措置を含め、十分な雇用対策を講ずる責務を有すること。

五 地方公共団体の責務

地方公共団体は、三の基本理念にのっとり、国の施策を当該地域において実施するために必要な施策を推進する責務を有すること。

六 電力会社等の責務

電力会社等は、三の基本理念にのっとり、第二の脱原発基本計画に基づいて、脱原発を推進する責務を有すること。

七 国民の協力

全ての国民は、脱原発の実現に必要な協力をするよう努めなければならないこと。

八 法制上の措置等

- 1 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行わなければならないこと。
- 2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

第二 脱原発基本計画

一 脱原発基本計画の策定等

- 1 政府は、脱原発を計画的に推進するため、脱原発のための施策に関する基本的な計画（以下「脱原発基本計画」という。）を定めなければならないこと。
- 2 脱原発基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとすること。
 - ① 発電用原子炉の運転期間を40年までとすることを前提とした平成37年度までの各原子炉の運転の廃止に関する事項
 - ② 発送電分離、電力系統強化等の電力システムの改革に関する事項
 - ③ 再生可能エネルギー電力の拡大及びエネルギー効率の向上に関する事項
 - ④ 電力の安定供給を維持し電力料金の高騰を防ぐ対策（省エネルギー及び化石燃料調達対応を含む。）に関する事項
 - ⑤ 脱原発を実現するに当たって生じ得る電力会社等の損失に対する対策に関する事項
 - ⑥ 直接処分を前提とした使用済核燃料の管理又は処理の進め方に関する事項
 - ⑦ 原子力発電施設等立地地域及びその周辺地域における雇用機会の創出及び地域経済の健全な発展に関する事項
 - ⑧ 原子力発電、核燃料再処理及び核燃料サイクルに係る事業の廃止に伴う必要な措置に関する事項
 - ⑨ 廃炉及びこれに関連する核廃棄物の処理、放射能汚染対策、核セキュリティ等における原子力関連の技術・研究レベルの向上並びにそのための人材の確保に関する事項
- 3 内閣総理大臣は、脱原発基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならないこと。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、脱原発基本計画を公表しなければならないこと。

5 3及び4は、脱原発基本計画の変更について準用すること。

二 関係行政機関との連携

- 1 内閣総理大臣は、脱原発基本計画の案の作成に当たっては、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 2 原子力規制委員会は、1による内閣総理大臣の協議があったときは、必要な協力を行わなければならないこと。

三 年次報告

政府は、毎年、国会に、脱原発基本計画の実施状況に関する報告書を提出しなければならないこと。

第三 その他

施行期日等の所要の規定を設けること。